

石山會吉味崎萬次郎外百余名石山ヲ座長ニ  
推シ銘堂所ニ提出スルヲ七ヶ條ノ要求條件ニ同  
三ニ賛シ運動費トシテ會負一名三円宛ヲ徴収  
スルニ決セリ

一聯合會本山支部ニ於テハ十八日、城崎座ニ會負大  
會開座會衆者多ク七百八十余名、千田  
房吉座長、席ニ着キ通洞支部ニ於テ決議シタ  
ル要求事項ヲ説明レ無記名投票ニ依リ其ハ  
意嚮ヲ確ムヘク投票セシメタル結果要求ヲ可  
トスルモノ三百七十六ニテ運動開始ニ決シ運動費  
ハ通洞支部同様會負各自ヨリ三円宛徴収  
スルコトニシ又會社ニ於テ要求不認答ノ場合  
同票紙枚數ヲ行フヤ否ヤニ就テハ幹部會ヲ開

決スルコトニシ散會セリ

一十六日通洞支部ニ於テ決議シテ実行委員廿  
名ノ各飯場ニ於テ選定中ノ如ク十日迄ニ決定シ  
運動費ハ廿四占ニ調達スルコトニ決シ併セテ  
一、実行委員ニシテ法律上ノ犠牲トナリタル場合ハ  
一人一円宛ヲ徴収シテ之ニ贈呈スルコト  
二、犠牲トナリタル実行委員家族ハ本人ハ放免  
セラル、迄扶養スルコト  
三、実行委員ハ會社ヨリ解雇セラレタルトキハ一人五円  
宛ヲ支出シテ餞別トスルコト  
基ヲ決議ス

一、小滝支部ハ會負少數カフルニ後未詳團ヲラレ觀  
アリ十八日、幹部數名協議運動費トシテ會負